

平成 30 年度 6 月 補正 予算 要求 事業

地域学校協働本部推進モデル事業

【事業の経過及び背景】

- 平成 27 年 12 月の中教審答申、平成 28 年 1 月文科省策定の「次世代の学校・地域」創成プラン等において地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創造する「地域学校協働活動」が推進されている。
- 鳥取市教育委員会では、平成 26 年度からコミュニティスクール導入を進め、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む体制づくりを進めている。
- 平成 29 年 3 月には社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」や、その推進を担う「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備された。
- 平成 29 年度鳥取市社会教育委員会議の答申において、地区公民館を地域学校協働活動の拠点として位置づけ、地域学校協働活動推進員の配置を推進することが示された。

【事業の目的及び効果】

地域学校協働推進員をモデル的に設置し、既存の学校支援活動や支援団体等を活用した地域学校協働活動の推進体制（地域学校協働本部）を整備し、

- ①地域社会と学校が協働する体制の整備
- ②地域課題に即した社会教育活動の実施

に取り組み、学校と地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、持続可能な地域づくりにつなげることを目的とする。

この事業の成果を検証し、全市的に展開することにより、本市の社会教育を活用した子育て・地域づくりの推進体制の充実を図る。

【事業の内容】

モデル的に 3 地区の地区公民館に『地域学校協働本部』を設置し、地域コーディネータを配置、生涯学習・スポーツ課に統括コーディネーターを配置する。

<地域コーディネーターの役割>

- ①学校と連携・協働するための、地域側ボランティアのコーディネート
- ②共有の目標に基づく、地域住民等の参画による事業の企画・実施

また、モデル事業に取り組んだ成果等を地区公民館職員等に周知する機会を設ける。

<統括コーディネーターの役割>

- ① 地域コーディネータ間の連絡・調整
- ② 地域コーディネータの確保・人材育成、未実施地域における取組の促進

【今後の取り組み】

「まちづくりを進めるうえでの地域課題の解決に、社会教育活動を活用する。」という認識の周知に努めるとともに、社会教育推進体制の充実を図る。